

第3期  
すさみ町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月  
すさみ町

# 1 計画について

## (1) 策定の趣旨

国では平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度を基盤に、幼児教育・保育の無償化や保育士の処遇改善など、子育て支援の量的拡充と質の向上を進めてきました。令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」が設置され、子どもを中心とした政策実現のための体制が整備されました。

すさみ町では第 2 期すさみ町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第 2 期計画」という。）に基づき、保育サービスの充実や母子保健・医療の支援体制強化、子育て支援ネットワーク形成など総合的な施策を推進し、保育料・給食費の無償化や産後ケア事業の開始など、子育て世帯への支援を強化してきました。

これまでの取組状況を踏まえ、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりと安心して子育てができる地域社会の実現を目指し、第 3 期すさみ町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画では、デジタル技術の活用や地域全体で子育てを支える体制強化など、新たな時代に対応した子育て支援の実現に向けた取組を推進します。



## (2) 計画の対象

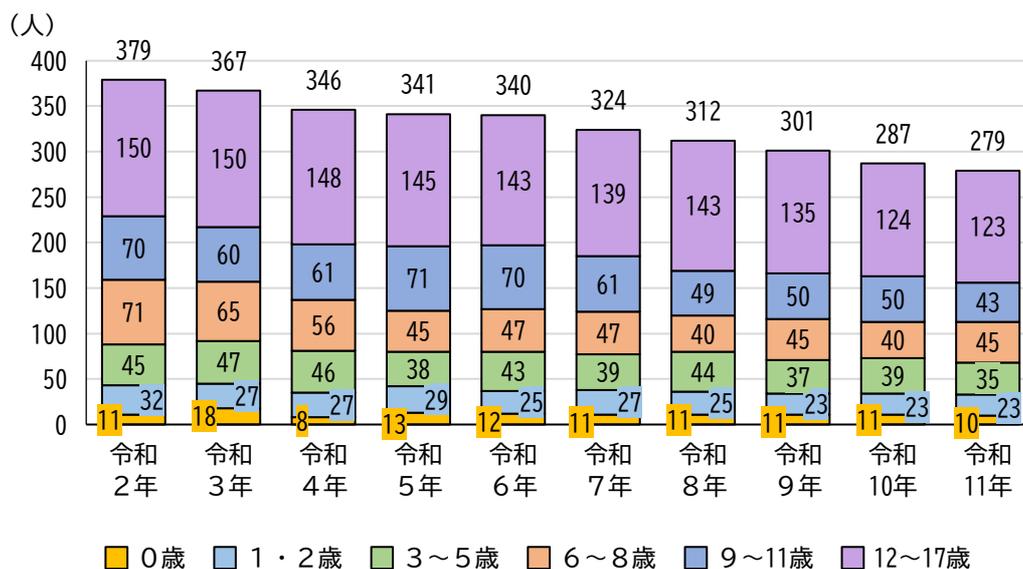
本計画で対象とする子どもは、「子ども・子育て支援法」に基づき妊娠期から乳幼児期を経て、18 歳となった最初の 3 月末までの子どもとします。また、事業によっては母親や子どもの保護者、家族、それらを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

## (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度を初年度とし、令和 11 年度までの 5 年間です。

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
第 2 期計画		第 3 期 すさみ町子ども・子育て支援事業計画					次期計画	
	評価・見直し					評価・見直し		

## (4) 子ども人口の推計



資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用いて推計

## (5) 第2期計画を踏まえた課題

本計画を策定するにあたり、統計データやニーズ調査、第2期計画の振り返りを踏まえ、以下のような課題が浮き彫りとなりました。

課題のテーマ	内容
若年層の流出と子育て世代の転入	20代特に女性の転出が顕著な一方、子育て世代の転入も見られています。人口減少と生産年齢人口の減少が進む中、子育て世代の転入促進と若年層の定住支援が必要です。
多様化する働き方への支援体制整備	就学前児童の母親のフルタイム就労が大幅に増加しています。女性就業率が高水準の中、柔軟な保育サービス体制の整備が必要です。
経済的支援と安全な育児環境の確保	経済的負担軽減と安全な環境整備へのニーズが高くなっています。町独自の経済支援のさらなる充実と、コロナ禍での新たな安全対策の検討が求められています。
専門人材の確保と支援体制の強化	保育士確保や小児科医不在などの地域課題となっています。特別支援児童への対応や歯科保健など、各分野の専門人材確保と包括的支援体制の構築が必要です。
地域全体での子育て支援ネットワークの再構築	核家族化が進み、父母共同の子育てが増加しています。多様な支援手段を活用した地域全体の子育てネットワーク構築が求められています。

## 2 基本理念と施策の体系

基本理念の実現と課題の解決に向けて、4つの基本目標を柱に計画を推進します。

### 基本理念

未来にかがやく子どもたち みんなで育てる町 すさみ

#### 基本目標1 みんなで育む子育ての基盤づくり

安心の保育サービスの充実

地域で支える子育て支援の輪

子育てにやさしい環境づくり

#### 基本目標2 健やかな育ちを支える母子保健の充実

切れ目のない母子の健康支援

安心の医療体制の確保

#### 基本目標3 未来を拓く子どもの育ちと学びの保障

確かな学力と豊かな心の育成

心豊かな育ちの応援

みんなで見守る子どもの安全

#### 基本目標4 一人ひとりに寄り添う支援の実現

共に育つ障害児支援の充実

寄り添うひとり親家庭支援

地域で守る子どもの権利



### 3 基本目標

#### 基本目標1 母子の健康増進と発達支援

保育士確保と定着支援を強化し、多様な保育ニーズに対応するサービスを提供します。専門職と連携した相談体制や保小連携を推進し、質の高い教育・保育環境を実現します。地域全体で支える多様な支援を展開するとともに、住環境整備や安全確保、経済的負担軽減を通じて子育て世帯を総合的に支援します。

##### ▶施策の方針

安心の保育サービスの充実

地域で支える子育て支援の輪

子育てにやさしい環境づくり

#### 基本目標2 地域で支える子育て環境の整備

妊娠前から出産までの切れ目ない経済的支援を実施し、妊産婦の不安軽減を図ります。乳幼児健診や全戸訪問、産後ケア事業の充実により子どもの発達支援と育児不安の軽減を進めます。医療費助成や予防接種体制整備により、安心して医療が受けられる環境を整えます。

##### ▶施策の方針

切れ目のない母子の健康支援

安心の医療体制の確保

#### 基本目標3 安全・安心な子育て環境の確保

個別指導で基礎学力の定着を図り、地域活動を通じて社会性を育みます。学校運営協議会を中心に家庭・学校・地域の連携を強化し、食育や体験学習、多世代交流などの多様な学びの機会を提供します。また、青少年センターを核とした安全体制の強化と健全育成に向けた啓発活動を地域全体で推進します。

##### ▶施策の方針

確かな学力と豊かな心の育成

心豊かな育ちの応援

みんなで見守る子どもの安全

#### 基本目標4 包括的な支援と社会課題への対応

専門職による療育支援充実と障害児福祉サービスの体制整備を進め、教育機関との連携により特別支援を必要とする子どもたちを継続的に支援します。ひとり親家庭への経済的支援と相談体制を強化し、児童虐待の早期発見・対応体制の整備や地域での見守り活動充実により、子どもの権利を守る支援体制を地域全体で構築します。

##### ▶施策の方針

共に育つ障害児支援の充実

寄り添うひとり親家庭支援

地域で守る子どもの権利

## 4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

### (1) 教育・保育提供区域

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を1区域に設定します。

### (2) 教育・保育の量の見込みと確保量

教育・保育の量の見込みは、第2期計画期間中の利用実績をもとに、人口推計結果を踏まえて算出しています。

年齢	概要
3～5歳	幼児期の教育 (子ども子育て支援法19条1項1号に該当：教育標準時間認定)
3～5歳	保育の必要性あり (子ども子育て支援法19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定)
0～2歳	保育の必要性あり (子ども子育て支援法19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定)

単位：人／年

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	38	43	36	38	34
3号認定(0歳)	4	4	4	4	4
3号認定(1歳)	9	8	8	8	8
3号認定(2歳)	13	12	11	10	11



### (3) 地域子ども・子育て支援事業

第2期計画期間中の利用実績と、人口推計等を勘案し、ニーズ量を算出しています。各サービスのニーズ量に対応できるよう、必要な提供体制を確保します。

また、事業の実施にあたっては、地域の実情や利用者ニーズの変化に柔軟に対応し、サービスの質の維持・向上に努めながら、子育て家庭への切れ目のない支援を提供します。

	単位	実績	量の見込み				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業	人	-	-	-	-	-	-
放課後児童健全育成事業	1年生	9	10	5	11	7	8
	2年生	9	8	9	5	11	6
	3年生	4	5	5	6	3	7
	4年生	5	3	3	3	3	2
	5年生	2	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0	0
	合計		29	27	23	26	25
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	人回	7	6	6	6	6	6
一時預かり事業	人日	6	6	6	5	5	5
病児保育事業	人日	0	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業	人日	14	13	14	12	13	12
妊婦健診事業	人	10	11	11	11	11	10
乳児家庭全戸訪問事業	人	12	11	11	11	11	10
養育支援訪問事業	人	1	1	1	1	1	1
子育て世帯訪問支援事業	人日		-	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業	人		-	-	-	-	-
親子関係形成支援事業	人		-	-	-	-	-
妊婦等包括相談支援事業	人回		42	42	42	42	39
乳児等通園支援制度事業	人			0	1	1	1
産後ケア事業	人日		7	7	7	7	6

## 5 計画の推進にあたって

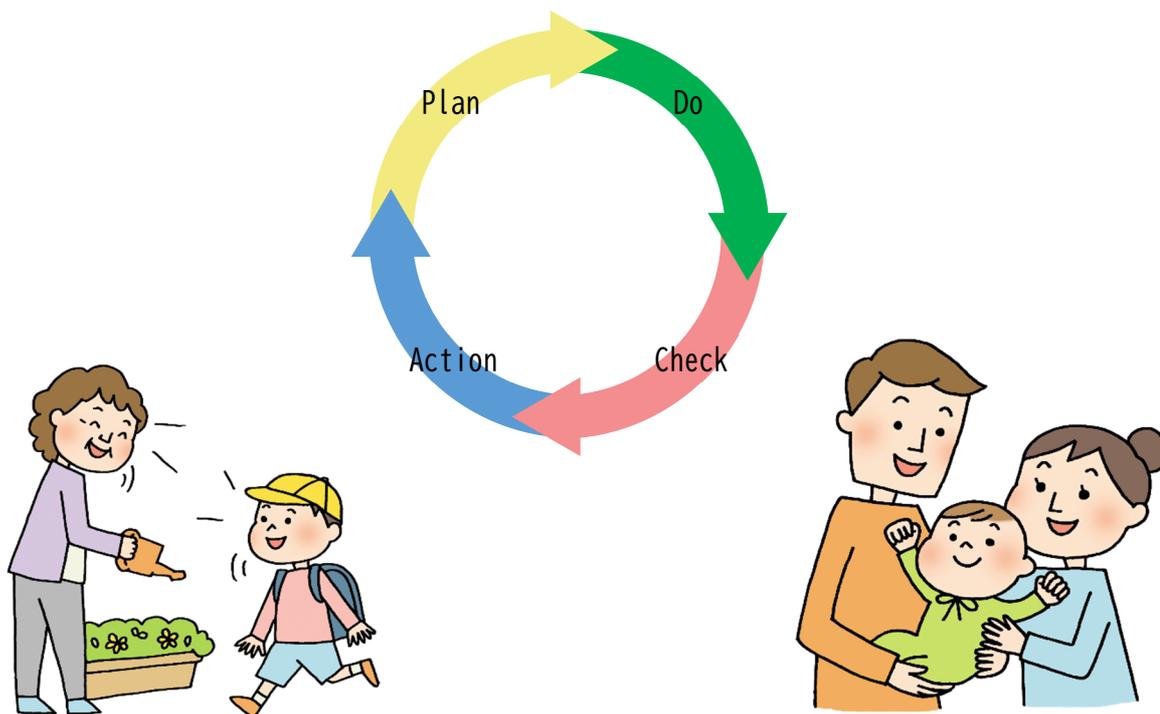
### (1) 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたり、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組みます。また、保育所等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携を図り、多様な意見を取り入れながら取り組むとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応し、事業内容に適切に反映させます。

### (2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況について、定期的に点検・評価を行うことが重要です。

子ども・子育て支援の推進には、柔軟で総合的な取組が求められるため、利用者の視点に立って事業を推進し、年度ごとに点検及び評価を実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて施策の改善を行います。



### 第3期 すさみ町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

発行・編集：すさみ町教育委員会

〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4120-1

TEL：0739-55-2146 FAX：0739-55-4590